置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一・二　（略）

２　協定に附属する規則第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（次に掲げる装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、それぞれ新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一～六　（略）

３～６　（略）

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中装置型式指定規則第五条第一項の表第一号の改正規定は、令和七年九月二十七日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第三号の七下欄に掲げる第百七十一号に基づき行われた認定（令和十一年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十三年八月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第三号の七下欄に掲げる第百七十一号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

２　旧規則第五条第一項の表第五号の二下欄に掲げる第十三号第十四改訂版に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の二下欄に掲げる第十三号第十五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

３　旧規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる第十三号第十四改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が十トンを超える被牽引自動車を牽引することができるものに限る。次項において同じ。）であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るもの（令和十二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十四年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる第十三号第十五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

４　旧規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる第十三号第十四改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる第十三号第十五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

５　旧規則第五条第一項の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百号第四改訂版に基づき行われた認定（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

６　旧規則第五条第一項の表第三十九号下欄に掲げる第三十九号改訂版に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十九号下欄に掲げる第三十九号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

**○国土交通省令第九十三号**

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第五条第二項及び第三項第二号、第六条第三項、第八条第三項、第十六条の二第二項、第十六条の五第二項、第二十一条第二項、第四項及び第五項、第二十二条の二、第二十三条の三第一項、第二項及び第五項、第二十五条第一項並びに第五十九条の規定に基づき、船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）<br>**第四条**　（略）<br>一～七　（略） | （法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）<br>**第四条**　（略）<br>一～七　（略） |